

daily コラム

2023年4月10日(月)

〒140-0014 品川区大井1-7-6 THビル2階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

法人税・所得税の 税務調査統計

法人の方が入られるイメージ？

税務調査とは、法人・個人が行った申告に対して、申告内容が正しいかどうかを税務署が調査することです。何となく法人の方が「税務調査を受けやすい」というイメージが強いのではないのでしょうか。

国税庁は令和3事業年度（令和3年7月～令和4年6月）に実施した調査の統計を公表しています。それによると法人税の实地調査件数は約4.1万件、所得税の实地調査件数は約3.1万件、となっています。

件数だけ見ると確かに法人税の調査の方が多のですが、それほど差があるようには感じません。ただ、申告件数は令和3年のデータで法人税が306万件、所得税が2,285万件（うち申告納税額があるのは657万件）ですから母数が違います。申告数を含めて見ると「法人の方が税務調査を受け確率が高い」と言えるでしょう。

簡易な接触は所得税が圧倒的に多い

簡易な接触とは、税務署が原則、納税者の会社や自宅等に臨場するのではなく、文書・電話による連絡や来署依頼によって面接を行い、申告内容等の見直しをしてもらう対処です。こちらは法人への簡易な接触

が6.7万件、所得税が56.8万件です。申告件数から見ると妥当な差なのかもしれません。

この「簡易な接触」によって追徴された税額は、法人が104億円、所得税が254億円となっており、实地調査の法人税1,438億円、所得税804億円と比べるとスケールは小さくなるものの、それなりにボリュームのある金額にはなっています。

所得税もしっかり見ているが

調査1件当たりの平均追徴税額を見ると、所得税の实地調査は256万円、簡易な接触は4万円となっています。税務署は額の大小を問わず、申告書の間違いや未提出等を確認して、連絡するようにしている、という姿勢が見て取れます。そして、実際の税額との乖離が大きいと踏めば調査にやってくるのです。

法人税の調査1件当たりの追徴税額は352万円と、所得税に比べるとやや額が大きく、報道されるケースもあり目に付く機会も多いため「税務調査と言えば法人」というイメージがあるのかもしれないね。



前事業年度に比べると、調査件数は増加していました。今年も多くなりそうですね。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

令和3事務年度 法人税等の調査事績の概要

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/hojin_chosa/pdf/01.pdf

法人税等の調査事績の概要

- ・新型コロナウイルスの影響を受けつつも、調査件数、申告漏れ所得金額、追徴税額が増加
- ・悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触を実施

※簡易な接触についての補足

概要資料には法人税・法人消費税の簡易な接触についての切り分けが言及されていなかったため、本稿では「法人への簡易な接触」、追徴された税額についても「法人」という表現を使用しています。

また、「法人税」と記載してある部分については、概要資料から明確に法人税のみと分かる部分（別表1）を抜粋・計算資料として用いています。

令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/shotoku_shohi/pdf/shotoku_shohi.pdf

所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の

水準に近接

- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

令和3年度における法人税の申告事績の概要

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/hojin_shinkoku/pdf/hojin_shinkoku.pdf

令和3年分の確定申告状況等について

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/0022006-063.pdf>